

ヒトパピローマウイルス（HPV）
感染症予防ワクチンの接種希望の方へ

大町市中央保健センター所長

ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の予防接種について

市では、予防接種を個別接種の方法で実施しております。接種に際しては、裏面の説明・注意事項をよくお読みいただき、予め、かかりつけ医と普段の健康状態や当日の体調を相談したり、接種による効果や副作用等についても十分理解していただいた上で接種をお受けください。

記

- 1 対象者 大町市に住所のある下記の年齢の方
 - 公費で接種できる年齢は、
12歳になる年度初日から16歳になる年度末日までの女子
 - 接種する標準年齢は、
13歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
 - キャッチアップの年齢は、
積極的勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった方は、期間が延長されています（平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの女子）。
平成18、19年度生まれの女性につきましては、令和6年度（R7.3.31）までが対象となります。
- 2 接種ワクチン HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン
 - 2価ワクチン：サーバリックス
 - 4価ワクチン：ガーダシル
 - 9価ワクチン：シルガード9

※上記の3種類から交互接種はできるとされていますが、原則、同じワクチンの3回接種が推奨されています。
- 3 接種時の持ち物
 - 予診票
接種には、大町市の予診票が必要となります。接種を希望される方は母子手帳とご自分の身分証明できる物（自動車免許証又はマイナンバーカード若しくは保険証）を持参の上、大町市中央保健センターまでご相談ください。
また、令和4年度に定期接種の方（平成4年度に12歳～16歳の方）には予診票（2価、4価ワクチン用）を配布してあります。接種する際は、左上段にある指定する回数（2回）の予診票を使用して接種してください。この予診票でも、シルガード（9価）の接種を希望する場合は、使用して接種することもできます。この場合（2回目以降）には、「③その他」に○をして、手書きで「9価」とはっきりと記載してください。
※予診票を紛失された場合は、中央保健センターまでご相談ください。

● 母子健康手帳

※接種履歴を確認しますので**必ず持参**してください。

※母子手帳を紛失された場合は、中央保健センターにご相談ください。

※外国籍の方は、「成人用予防接種記録手帳」を配布しますので、大町市中央保健センターまで、お問い合わせください。

● 健康保険証

4 接種費用 定期の予防接種にかかる費用は、全額市が負担します。

5 医療機関 下記の実施医療機関一覧をご覧ください。

6 その他

- (1) 接種には、**実施医療機関への予約が必要です**。下記医療機関以外で予防接種を希望する場合、所定の手続きが必要となりますので中央保健センターにご相談ください。
- (2) **16歳未満の方の接種には保護者同伴が原則**ですが、13歳以上16歳未満の方で接種時に保護者が同伴しない場合は、配布してある「子宮頸がん予防接種同意書」に自署の上、予診票（こちらにも保護者自署が必要です）と一緒に医療機関に提出してください。尚、予診票を紛失された場合は、中央保健センターにご相談ください。
- (3) 予防接種は体調の良いときに受けましょう。

令和6年度実施医療機関一覧表

市外局番 0261

	医療機関	電話番号	予約		医療機関	電話番号	予約
大町市	市立大町総合病院	22-0415	要	松川村	みどりクリニック※1	62-5225	要
	いしぞね内科・外科クリニック※1	23-2555	要		西森整形外科※2	61-1700	要
	遠藤内科医院※1	22-0031	要	白馬村	栗田医院※1	72-2428	要
	柿下クリニック※1	21-1230	要		神城醫院	75-7050	要
	菊地クリニック※2	21-2580	要		横沢医院※2	72-2008	要
	野村クリニック	85-0085	要		白馬インターナショナルクリニック※1	85-2264	要
池田町	太田医院※2	62-1010	要	小谷村	小谷村国保診療所	82-2044	要
	北アルプス医療センターあづみ病院	62-3166	要				
	せりざわクリニック	62-3000	要				

※1：4価、9価のみ
※2：9価のみ

○ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けるに当たっての説明

【ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の症状】

ヒトパピローマウイルス（以下、「HPV」。）は皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類に分類されています。これらのうち主に粘膜に感染する種類は、性行為を介して生じる表皮の微少なキズから、生殖器粘膜に侵入して感染するウイルスであり、海外においては性活動を行う女性の50%以上が、生涯で一度は感染すると推定されています。

粘膜に感染するHPVのうち少なくとも15種類は子宮頸がんから検出され、「高リスク型HPV」と呼ばれています。高リスク型HPVの中でも16型、18型とよばれる2種類は特に頻度が高く、海外の子宮頸がん発生の約70%に関わっていると推定されていま

す。また、子宮頸がん以外にも、海外において少なくとも90%の肛門がん、40%の膣がん・外陰部がん・陰茎がんに関わっていると推定されています。その他、高リスク型に属さない種類のものは、生殖器にできる良性のイボである尖圭コンジローマの原因となることが分かっています。

【予防接種の効果と副反応】

ワクチンの中には、いくつかの種類のヒトパピローマウイルス（HPV）のウイルス成分が含まれており、予防接種を受けたお子様は、これらに対する免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、HPVにかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

主な副反応は、発熱や、局所反応（疼痛、発赤、腫脹）です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後30分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）等が報告されています。

【HPV ワクチン接種後の主な副反応】

発生頻度	2価ワクチン(サーバリックス®)	4価ワクチン(ガーダシル®)	9価ワクチン(シルガード®9)
50%以上	疼痛*、発赤*、腫脹*、疲労	疼痛*	疼痛*
10~50%未満	掻痒(かゆみ)、腹痛、筋痛、関節痛、頭痛など	紅斑*、腫脹*	腫脹*、紅斑*、頭痛
1~10%未満	じんましん、めまい、発熱など	頭痛、そう痒感*、発熱	浮動性めまい、悪心、下痢、そう痒感*、発熱、疲労、内出血*など
1%未満	知覚異常*、感覚鈍麻、全身の脱力	下痢、腹痛、四肢痛、筋骨格硬直、硬結*、出血*、不快感*、倦怠感など	嘔吐、腹痛、筋肉痛、関節痛、出血*、血腫*、倦怠感、硬結*など
頻度不明	四肢痛、失神、リンパ節症など	失神、嘔吐、関節痛、筋肉痛、疲労など	感覚鈍麻、失神、四肢痛など

サーバリックス®添付文書(第14版)、ガーダシル®添付文書(第2版)、シルガード®9添付文書(第1版)より改編

*接種した部位の症状

また、ワクチン接種後に見られる副反応が疑われる症状については、接種との因果関係を問わず収集しており、定期的に専門家が分析・評価しています。その中には、稀に重い症状の報告もあり、具体的には以下のとおりとなっています。

病気の名前	主な症状	報告頻度※
アナフィラキシー	呼吸困難、じんましんなどを症状とする重いアレルギー	約96万接種に1回
ギラン・バレー症候群	両手・足の力の入りにくさなどを症状とする末梢神経の病気	約430万接種に1回
急性散在性脳脊髄炎(ADEM)	頭痛、嘔吐、意識の低下などを症状とする脳などの神経の病気	約430万接種に1回
複合性局所疼痛症候群(CRPS)	外傷をきっかけとして慢性の痛みを生ずる原因不明の病気	約860万接種に1回

(※2013年3月までの報告のうちワクチンとの関係が否定できないとされた報告頻度)

【予防接種による副反応の発生頻度】

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、お住まいの市区町村の予防接種担当課へご相談ください。

【接種に当たっての注意事項】

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- 明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）がある場合
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- 受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- その他、医師が不適切な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

【保護者が同伴しない場合】

13歳以上16歳未満の方へのヒトパピローマウイルス感染症の予防接種については、保護者が予診票の記載事項を読み、理解し、納得してお子様へ予防接種を受けさせることを希望する場合に、予診票に自ら署名することによって、保護者が、同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができます。

（接種当日に保護者が署名した別紙同意書と予診票を必ず持参させてください。）

署名するに当たっては、接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や保健所、お住まいの市区町村の予防接種担当課に確認して、十分納得したうえで、接種させることを決めてからにしてください。

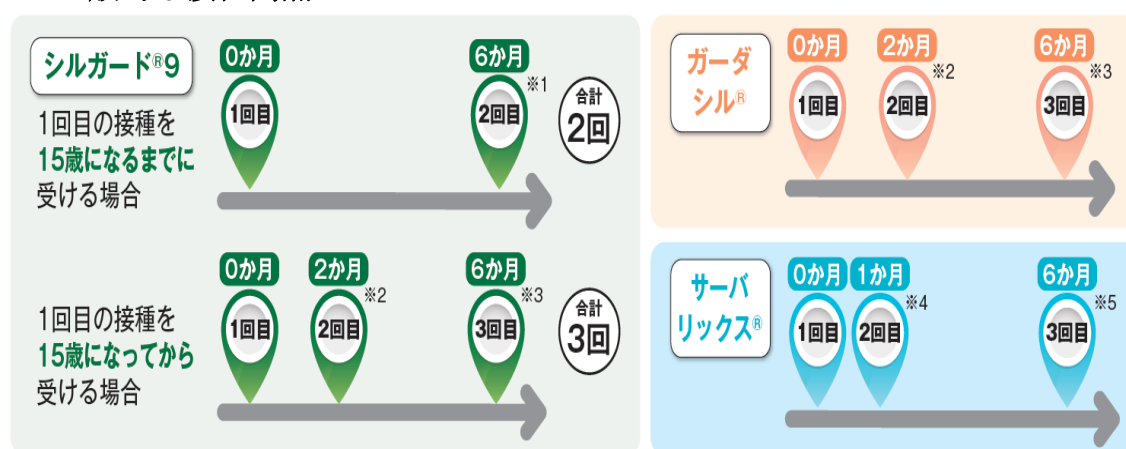
【他のワクチンとの接種間隔】

原則として、医師の判断によりますが、HPVワクチンと他のワクチンとは、互いに片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。

【予防接種の接種時期と間隔】

令和5年度からのヒトパピローマウイルス予防ワクチンは、「サーバリックス」「ガーダシル」「シルガード」の3種類です。原則、同一のワクチンを3回続けて接種することになっています。但し、「シルガード」については、1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合は6ヵ月の期間を空けて合計2回の接種となります。いずれもすべてのHPVの感染を防ぐものではありませんが、子宮頸がんそのものを予防する効果があるとされています。

● 一般的な接種間隔



3種類いずれも、1年以内に接種を終えることが望ましい。

※1 1回目と2回目の接種は、少なくとも5か月以上あけます。5か月未満である場合、3回目の接種が必要になります。

※2-3 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の2か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上(※2)、3回目は2回目から3か月以上(※3)あけます。

※4-5 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の1か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上(※4)、3回目は1回目から5か月以上、2回目から2か月半以上(※5)あけます。

● 過去に1回又は2回の接種歴がある場合の接種間隔

- 接種を最初からやり直すのではなく、残りの回数分接種を行います。
- 過去に接種したワクチンの種類が不明である場合、接種する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談したうえで、ワクチンの種類を選ぶこととされています。